

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 福利・給与室 1頁

お 知 ら せ

平成20年2月26日付け三重県公報第1961号に「公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年二月二十六日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二十一号）

の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号に次のように加える。

- ハ 学校栄養職員給料表の職務の級四級及び五級
- ニ 行政職給料表の職務の級六級

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第一号とする。

第十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十二条中「一月一日」を「四月一日」に改める。

別表第三中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。（平成二十年四月一日までの間における職員の昇給の号給数の特例）
- 2 平成二十年四月一日までの間における改正後の第三十五条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項中「昇給日前一年間」とあるのは「平成二十年一月一日から同年三月三十一日までの期間」とし、同条第五項中「前年の昇給日以後に新たに職員となった職員又は同日以後に第二十二條第三項、第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成二十年四月一日における職員」と、「その者の新たに職員となった日（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める日）又は号給を決定された日」とあるのは「平成二十年一月一日（同日以後に新たに職員となった職員又は同日以後に第二十二條第三項、第二十五

条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条の規定により号給を決定された職員にあつては、新たに職員となつた日（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める日）又は号給を決定された日」と、「（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）」とあるのは「（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数（第二項第一号ロに該当する職員又は条例第十一条第三項の適用を受ける職員（第二項第一号ハ又は同項第二号ハに該当する職員を除く。）にあつては、これを切り上げた数）」とある。